

経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～

(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定) (抄)

4. 実効性ある P D C A の実行

政策評価は、政策の効果と質を高めるための政策インフラである。以下の取組を通じて実効性ある P D C A サイクルを確立し、行政サービスのコスト削減・質の向上を図るとともに、政策目的に照らして効果の高いものに重点的に資源配分する。

- ・ 経済財政諮問会議において、経済再生、財政健全化に資する重要な対象分野について、実行取組状況等を踏まえながら適時検討を行い、P D C A の実効性向上を図る。その後も、経済財政諮問会議と総務省・各府省の政策評価に関する連携を強化することにより、重点課題に係る政策について、P D C A の徹底（総合的な観点からの評価を重視）、エビデンスに基づく政策評価を確立する。あわせて、こうした評価に必要な統計整備を各政策実施府省において進める。
- ・ 各府省において政策評価と行政事業レビューの連携強化を図り一体的な取組を促進する。第三者評価等を通じて政策効果を客観的に確認する等により、P D C A を確実に実行し、資源配分を大胆に見直し、歳出を固定化させない。また、政策評価を形式的なものとなせず、効率的に行うため、メリハリのある取組を進める。
- ・ 内閣の主要な政策分野の会議においては、それぞれの政策分野の司令塔として各種計画・プログラムにおける P D C A サイクルの推進を徹底する。
- ・ 発足後 5 年を経過した規制に係る事前評価制度の改善について引き続き検討するとともに、政策税制の政策評価については租特透明化法⁴⁵に基づく適用実態調査を活用するなど改善を図る。
- ・ 予算執行の効率化・適正化・透明化に向けて、現在の「国の財務書類」等の作成・公表の取組を進めるとともに、P D C A サイクルでの活用を視野に入れつつ、政策別コスト情報等の開示の更なる改善に取り組む。

⁴⁵「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律」（平成 22 年法律第 8 号）